

21 建企第333号

平成21年8月31日

長 崎 県 建 設 業 協 会 長
長 崎 県 建 設 工 業 協 同 組 合 長
長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会 長
長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会 長
長 崎 県 工 務 店 連 合 会 長
長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会 長
長 崎 県 管 工 事 協 会 長
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会 長
長 崎 県 ほ 装 協 会 長

様

長 崎 県 土 木 部 長

(公印省略)

建設工事における工事事故防止の徹底について（依頼）

初秋の候、皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本県土木行政に御理解、御協力を頂いておりますことに御礼申し上げます。

さて、足場等に関する規則改正が本年6月1日から施行されたことはご存じかと思いますが、この規則改正等の措置状況などを確認するため、県下の労働基準監督署において7月に実施された一斉パトロールの結果が公表され、58%の現場（足場等の改正規則違反は34%）で関係法令違反が認められる結果となっております。（※県以外の発注工事も含む）

貴団体におかれましては、建設現場における労働災害の撲滅に向け、労働安全衛生に関する各種法令の遵守及び足場からの墜落災害の防止に寄与する規則改正の早期定着を図られますよう、傘下の協会員へのご指導をお願いいたします。

担当課：長崎県土木部建設企画課

技術情報班 中瀬・進藤

TEL 095-894-3023

県内建設現場

足場規則に34%違反

長崎労働局「改正の浸透不十分」

長崎労働局は24日、7月1日から1カ月間実施した県内の建設現場の安全水準を抜き打ちで調べる一斉監督の結果を発表した。足場などの安全性を高めるよう改正した労働安全衛生規則

が今年6月に施行されたことに伴い、現状を把握するのが目的。足場を設置した現場の34%に当たる19現場で違反が見つかり、規則の改正が十分に浸透していない実態が浮き彫りとなっ

た。

同局によると、全国では2006、08年に、92人が建設現場で足場から墜落して死亡している。本県で死亡者は出ていないが、28人が全治1カ月以上の重傷を負っている。こうした状況を受け、厚生労働省が今年3月に規則を改正。足場の手すりを増やしたり、転落防止網を取り付けるな

どの措置を義務付けた。

調査対象の事業場数は、1、9人規模が32現場、10、49人が42現場、50人以上が2現場。現場責任者に足場の規則改正について確認した結果、9割が内容を知っていた。

一方、足場を設置していた56現場のうち、19現場で安全面に問題があった。同局は「改正内容の確実な実施、定着が十分ではない。一層の周知と指導が必要」としている。

同規則のすべての違反内容でみると、76現場のうち違反があったのは44現場。違反率は58%で、昨冬の調査より2割上昇した。工事種別では、建築が最多の27現場、土木が11現場、その他が6現場だった。

建設現場の違反58%

長崎労働局は7月の1カ月間、県内の建設現場76カ所で夏の一斉監督を行い、58%に上る44カ所で墜落防止措置の不備などの違反を見つけた。そのうち9カ所に使用停止命令を出した。

違反内容は▽足場の設置・墜落防止措置の不備19カ所▽足場以外での墜落防止措置の不備16カ所▽下請け業者に対する元請け業者の管理指導不足19カ所が多かった。工事種別では、建築が40現場中27現場(68%)、土木で29現場中11現場(38%)

墜落防止措置の不備など 9カ所で使用停止命令

長崎労働局が夏の一斉監督で、今年1、7月の労災は、死15人(前年同期比44・4%減)、けが74人(同15・7%減)。長崎労働局は「公共工事の発注が増えれば労災事故も増える恐れがある。足場の安全確保を徹底させたい」としている。